

□現在、近畿経済産業局など関東経済産業局以外の局は、下記のように家庭用標準使用量での定期的な比較資料を公表していますが、関東経産局だけは比較表が未公表ですので、しっかりと公表してください。この比較表より「一般ガス≦簡易ガス≦LP ガス」の構図が明らかで、料金規制が外れると一般ガスや簡易ガスも LP ガス並に値上げされることを心配します。

□P26 の第 10 回ガスシステム改革小委員会資料 3（事務局提出）の現状説明の最後のところ、「実際、簡易ガス事業の規制対象外である 70 戸以下の集合住宅型団地における LP ガス小規模導管供給事業では、他の事業者のバルク及び付属設備を買い取る形での競争が行われている」とあります。全国の集合住宅世帯は 2000 万以上と言われていますが、70 戸以下の集合住宅型団地の件数はどのくらいで、その内でこのように買い取る形の競争が行われたのは実際に何件あったのかその具体的な数値を教えてください。また、そのような場合、ガス管や器具の無償提供がセットとなるなど、結果的に消費者に不透明な形で転嫁されているかどうか教えてください。

□前任の杉本委員の発言は多くの消費者団体からの国民の意見であり「料金の経過措置の継続」を強く求めていることを踏まえてのものです。集合住宅型簡易ガス団地についても同様に、私としましても今回の提案には同意できません。一般ガスも含めて、熱供給の給湯と同様に、他の燃料に変換することに費用が掛かる集合住宅にこそ経過措置料金規制が必要と考えます。

□消費者は、何がなんでも値上げを認めないと言っているわけではありません。燃料費の値上がりなど理由のある値上げについてはこれまでも受け入れています。一般ガスや簡易ガスの経過措置料金規制を残したままで、料金の自由化を認めることは可能であり、なぜ一般ガスや簡易ガスの競争に影響があるという話になるのか全く理解できません。その点をわかりやすく説明を求めます。

その上で国民の意見を出した各消費者団体の意見を再度確認させてください。そうでないと、逆に小売事業者は、消費者により料金値上げや無償配管・器具をしたいのでは・・・と昨年来のガス小委員会での一般ガス事業者の以下の発言から心配しています。

【2/24 議事録抜粋】

やっぱり料金というのはある程度シークレットというそういう部分が自由化というふうに、私らはそれがだいご味だというふうに思っていて、それを明確にしたら自由でも何でもありませんよね。今の料金方式に戻っちゃうということになりますんで、これはお客様との1対1の契約だというふうに思っていますんで、お客様がそれで納得すればいい。納得しなければほかに行くという、それが私は自由化だというふうに思っています。明確にしたらもどに戻る。

【12/3 議事録抜粋】

そのLPガス会社はどういうふうにとっているかということ、やはり貸し付けなんですよ。例えば都市ガスで内管だとか、あるいは機器、これを普通にお金を取りますよと言ったならば、LPに全て流れるという、そういう状況でございまして、それを同じ土俵で勝負ができるということになれば、これは値上げといいますか、例えばリースとかそういうのも考えているんですけども、リースというよりは、やはり料金に、例えば 20 円だとかそういう料金をプラス付加したというほうが、お客様の受けがいいといいますか、そして対等に対峙できるという、そういうような状況になっておりますので、その値上げという、そういう考え方でございます。ガス料金に貸し付け分の料金がある程度付加するという、そのLPガスで常にやっている、そういうやり方と同じことを都市ガスのほうでもできるんじゃないかという、そういうことですね。

一般ガス事業者、簡易ガス事業者及びLPガス販売事業者の料金情報（同一熱量換算による一覧表）：平成26年10月現在
 (46.04655MJ/m³のガスを供給する一般ガスの場合の2.2m³(4.4m³)は、簡易ガスとLPガスの1.0m³(2.0m³)とほぼ同一熱量です。)

* LPガスの料金には、一般ガスや簡易ガスの料金に含まれていない設備代等が含まれていることがあります。

(近畿経済産業局管内)

(単位：円)

都道府県 地域区分 地域区分の内訳	事業者 使用量	規制料金							自由料金	
		一般ガス		簡易ガス					LPガス (税込価格)	
				大団地		中団地		小団地		
		事業者名 (税込価格)	2.2m ³ 4.4m ³	団地名 (税込価格)	1.0m ³ 2.0m ³	団地名 (税込価格)	1.0m ³ 2.0m ³	団地名 (税込価格)	1.0m ³ 2.0m ³	平均値
大阪府										
大阪府 大阪市 都島区、旭区、北区、福島区、此花区、西区 中央区、南区、大正区、住之江区、天王寺区 浪速区、西淀川区、東淀川区、淀川区、東成区 生野区、城東区、鶴見区、阿倍野区、住吉区 東住吉区、西成区、平野区	基本料金 従量料金 計	大阪瓦斯	1,296.00	西三国住	1,242.00				1,752	
			165.58	4,489.90				5,595		
		(税込)	4,938	(税込)	5,731				7,345	
		1,296.00		1,342.00					1,752	
		165.58		8,979.80					11,250	
		(税込)	8,581	(税込)	10,221				13,003	
豊橋 豊中市、柏田市、美原市、船場町、豊和町	基本料金 従量料金 計	大阪瓦斯	1,296.00	北大阪	1,433.16	北商ビル	1,166.40	斎場みずき	1,924.56	1,957
			165.58	4,228.40	ネオポリス	4,381.90	4,381.90	4,753.20	6,289	
		(税込)	4,938	(税込)	5,661	(税込)	5,548	(税込)	6,577	8,246
		1,296.00		1,433.16		1,166.40		1,924.56	1,957	
		165.58		8,466.80		8,763.80		9,596.40	12,645	
		(税込)	8,581	(税込)	9,889	(税込)	9,930	(税込)	11,430	14,602
三島 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町	基本料金 従量料金 計	大阪瓦斯	1,296.00	高槻市勤労者	1,375.92	安岡工務店	986.90	大蔵司団地	1,987.20	1,978
			165.58	住宅	4,947.20	鳥飼団地	4,784.80	4,586.10	5,506	
		(税込)	4,938	(税込)	6,323	(税込)	6,771	(税込)	6,573	7,384
		1,296.00		1,375.92		986.90		1,987.20	1,978	
		165.58		9,894.40		9,569.60		9,172.20	11,213	
		(税込)	8,581	(税込)	11,270	(税込)	10,566	(税込)	11,169	13,091
北河内 枚方市、交野市、寝屋川市、守口市 門真市、西森町、大東市	基本料金 従量料金 計	大阪瓦斯	1,296.00	9地区	915.84	枚方三橋台	1,317.60	18地区	915.84	1,782
			165.58	A団地	4,664.00	4,476.70	4,654.90	4,654.90	5,342	
		(税込)	4,938	(税込)	6,279	(税込)	6,794	(税込)	6,579	7,124
		1,296.00		915.84		1,317.60		915.84	1,782	
		165.58		9,329.00		9,329.00		9,329.00	10,408	
		(税込)	8,581	(税込)	10,243	(税込)	10,271	(税込)	10,243	12,378
中河内 東大阪市、八尾市	基本料金 従量料金 計	大阪瓦斯	1,296.00							1,888
			165.58							7,658
		(税込)	4,938							1,888
		1,296.00								1,888
		165.58								11,371
		(税込)	8,581							13,259

一般ガス事業者、簡易ガス事業者及びLPガス販売事業者の料金情報（同一熱量換算による一覧表）：平成26年10月現在
 (46.04655MJ/m³のガスを供給する一般ガスの場合の2.2m³(4.4m³)は、簡易ガスとLPガスの1.0m³(2.0m³)とほぼ同一熱量です。)

* LPガスの料金には、一般ガスや簡易ガスの料金に含まれていない設備代等が含まれていることがあります。

(近畿経済産業局管内)

(単位：円)

都道府県 地域区分 地域区分の内訳	事業者 使用量	規制料金							自由料金	
		一般ガス		簡易ガス					LPガス (税込価格)	
				大団地		中団地		小団地		
		事業者名 (税込価格)	2.2m ³ 4.4m ³	団地名 (税込価格)	1.0m ³ 2.0m ³	団地名 (税込価格)	1.0m ³ 2.0m ³	団地名 (税込価格)	1.0m ³ 2.0m ³	平均値
大阪府										
南河内 松原市、藤井寺市、羽曳野市、柏原市 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町 河内町、千早赤松村	基本料金 従量料金 計	大阪瓦斯	1,296.00	西山土地	1,433.16	国分	1,123.20	オレンジビル	1,209.60	1,718
			165.58	区画整理地区	4,228.40	グリーンタウン	4,637.40	赤阪	4,049.40	5,690
		(税込)	4,938	(税込)	5,661	(税込)	5,760	(税込)	5,268	7,488
		1,296.00		1,433.16		1,123.20		1,209.60	1,718	
		165.58		8,466.80		9,274.80		8,098.80	11,170	
		(税込)	8,581	(税込)	9,889	(税込)	10,398	(税込)	9,308	12,888
泉北 堺市、高石市、和泉市、泉大津市、志田町	基本料金 従量料金 計	大阪瓦斯	1,296.00	青南台	1,449.36	泉ヶ丘	1,809.00	絆々団地	1,291.68	1,985
			165.58		4,856.20	サニータウン	4,458.80	4,391.70	5,748	
		(税込)	4,938	(税込)	6,306	(税込)	6,267	(税込)	6,683	7,733
		1,296.00		1,449.36		1,809.00		1,291.68	1,985	
		165.58		9,712.40		9,917.60		8,783.40	11,421	
		(税込)	8,581	(税込)	11,161	(税込)	10,726	(税込)	10,078	13,406
泉南 岸和田市、貝塚市、泉佐野市 泉南市、浪速市、難波町、田尻町、岸町	基本料金 従量料金 計	大阪瓦斯	1,296.00	大阪府青柳井	1,225.80	美輪苑団地	1,225.80	美輪マンション	3,196.80	1,794
			165.58	耐火構造住宅	4,433.60	4,433.60	3,557.30	5,102		
		(税込)	4,938	(税込)	5,659	(税込)	5,659	(7,091)	6,754	6,896
		1,296.00		1,225.80		1,225.80		3,196.80	1,794	
		165.58		8,867.20		8,867.20		7,114.60	10,753	
		(税込)	8,581	(税込)	10,093	(税込)	10,093	(10,826)	10,311	11,987

「プロパンガス訪問販売のトラブル」の巻き

[2014年3月11日]

契約後間もなく料金が値上げされる、解約した業者から解約料(契約内容によっては数十万)を請求されるなどのトラブルが関東地方を中心に増加しています。

事例 1

自宅に訪れた営業員から「プロパンガスの領収書を見せてほしい」と言われた。見せたところ、「価格が高い。うちならもっと安い」と言われガス会社を変更した。ところが2ヶ月で値上げの通知があり、以前のガス代金と同額になってしまった。契約の時に値上げすることは聞いていない。

事例 2

「ガス料金が安くなる」と訪問した業者に勧誘され契約した。その際「今のガス会社との解約手続きは当方がやるので何もしなくてよい」「精算はまかせてほしい」と説明されたので、委任状に記入して渡した。しかし、解約をしたガス会社から配管設備の撤去費用を払うよう請求された。

アドバイス

プロパンガス料金は自由料金なので、会社によって料金が違います。料金が異なる理由として保安対策や設備やサービスの違いもありますので販売店から十分な説明を受け比較しましょう。説明されたガス料金がいつまでつづくのか(値上げの予定はあるのか)、将来解約したときに負担する費用があるか十分確認してください。

また、「屋内配管はガス販売店が所有する」旨の書面をもらい明確な説明を受けている場合は配管代を請求され支払わなければならないこともあります。

契約をしたときは、販売店は消費者に対し取引条件を記入した書面を交付する義務があります。重要な事項が書かれているので、必ず内容を確認しましょう。

なお、平成 21 年 12 月 1 日から訪問販売で契約したプロパンガスも契約書を受け取った日から 8 日間はクーリング・オフできるようになりました。

参考

- 国民生活センター報道発表資料
- 財)エルピーガス振興センター「家庭用 LP ガスの取引に関する Q&A」

<参考資料 2> 奈良のLPガス事業者からNACSへのお問い合わせについて

Sent: Tuesday, November 03, 2015 7:54 PM

To: nacs-contact@nacs.or.jp

Subject: お問い合わせ (NACS)

組織名 : わくわくガス屋さん

奈良県天理市のプロパンガス販売店です。

先日業界紙で、大石美奈子理事の、

都市ガス料金の公表についての記事を拝見しました。当店

は10年以上前からプロパンガス料金の公開を実践していますが、その結果、奈良県の業界内では、さまざまな嫌がらせ(同業者のバッシングから、仕入れ業者の取引拒絶)がありました。そしてさまざまな組織(奈良県プロパン協会、県の担当部署、近畿経済産業局)等にこれらの実態を報告し、対応を求めましたが、全く動いてくれませんでした。結局、プロパン協会は我々ガス会社の協会費で運営が成り立っているのです、ガス屋に大きく言えません。県庁と局はお役所仕事そのままです。経済産業省の方は一部の方は応援して頂いていますが、彼らはすぐ部署変わりをしてしまいます。プロパン業界の悪しき現状をよろしければご報告させて頂きたいと思います。

Sent: Friday, November 6, 2015 10:05 AM

日本消費生活アドバイザー コンサルタント相談員協会 御中 大石様

ご連絡有難うございます。ガス料金透明化に尽力頂きまして、御礼申し上げます。プロパン業界内における者として、消費者の信頼関係構築において料金透明化は絶対にしなればいけない大問題です。

しかしながら、当店HPにも詳しく記載しておりますが、透明化を望んでいるガス屋は1割もないのではないのでしょうか。その理由は談合体質と複数(差別)料金です。

談合体質は、他のガス会社のお客様はお互い取らないでおこうという暗黙の空気がいまだにあります。では顧客数を増やすには無償配管というまたグレーな投資をするものですか、余計にガス料金が不透明になる原因にもなっています。

そして複数(差別)料金ですが、1つのガス会社の中には何十という料金があり、それをガス会社の都合で勝手に顧客ごとに設定しています(他社に取られそうな顧客は安く、それ以外は高くといった感じ)。

こういう現状を改善したく、当店ではHPを中心に声をあげてきましたが、奈良県内の業界のバッシングは想像以上に酷く、仕入れ先の取引拒絶という事態にまでなりました。このあたりのことをお話させて頂いて参考にして頂ければと思い、ご連絡させて頂きました。宜しくお願い致します。

わくわくガス屋さんHP : <http://www.waku-gas.jp/>